

学校教育法及び専門職大学院設置基準の一部改正について（報告）

1. 学校教育法の改正

- 昨年8月に取りまとめられた本専門職大学院ワーキンググループの報告書において、関係業界や職能団体の関係者など、各専門職大学院が掲げる養成人材像と関連が深い者や学外の有識者等からなるアドバイザーボードを設置することを義務付けるべきであると提言を受け、専門職大学の制度化にあわせて、専門職大学院も同様、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て教育課程の編成等を行う規定を設けることとした「学校教育法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、法案が成立したところ。（平成29年5月31日公布）

学校教育法の改正（関連部分抜粋）

第九十九条（略）

②（略）

③ 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

- これを受け、専門職大学院設置基準の改正を以下の通り行った。

2. 専門職大学院設置基準の改正

(1) 改正の概要

①教育課程の編成方針

専門職大学院における教育課程の編成方針として、産業界等との連携による授業科目の開設や、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえた授業科目の開発、当該状況の変化に対応した教育課程の構成等の不断の見直し、そのための適切な体制の整備等に関する事項を追加したこと。（第6条）

(2) 教育課程連携協議会

- ① 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。（第6条の2第1項）
- ② 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認め

られる場合は、(ウ)の者を置かないことができるものとしたこと。

ア 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員(第6条の2第2項)

イ 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者(第6条の2第2項第2号)

ウ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者(第6条の2第2項第3号)

エ 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認める者(第6条の2第2項第4号)

③ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとしたこと。(第6条の2第3項)

ア 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

イ 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(3) 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。

平成29年8月23日
文 部 科 学 省
高 等 教 育 企 画 課
専 門 教 育 課

「専門職大学設置基準案」等に関する意見募集の結果について

「専門職大学設置基準案」等について、平成29年7月20日から平成29年8月18日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計253件の御意見をいただきました。いただいた主な意見は別紙のとおりです。いただいた御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約等させていただいております。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

<提出意見の件数>

名称	件数
専門職大学設置基準案	176
専門職短期大学設置基準案	45
学位規則の一部を改正する省令案	4
学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示案	4
学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	7
学校教育法施行規則の一部を改正する省令案	4
学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令案	4
専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案	9

「専門職大学設置基準（案）」等に関する主な意見
（専門職大学院設置基準に関する部分のみ抜粋）

8. 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案

【教育課程の編成方針について】

- 産業界と連携してカリキュラムを編成することは、高度専門職業人養成を使命とする専門職大学院として重要であり、評価する。
- 今回の設置基準改正を契機に各大学の特徴や建学の精神を反映したカリキュラム編成に取り組むことが、複雑化・多様化するニーズに応えることにつながる一方、画一的な統一カリキュラムやコアカリキュラムを規定することは専門職大学院全体の衰退を招きかねず、懸念する。各大学の切磋琢磨によってこそ、専門職大学院の未来は開けるものと考ええる。
- 産業界のみならず、教育界等との協力による教育課程の編成等が必要。

【教育課程連携協議会について】

- 教育課程の内容の決定は教育機関の一義的役割であり、教育計画の決定権は教育機関側にあるべき。
- 教育課程連携協議会は、実習の場の確保や、望ましい実践の質の保証について、実習の受入れ機関に強力に働きかける機能を持つべき。

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント (意見公募手続)の実施について

平成29年7月20日
高等教育局専門教育課

この度、文部科学省では、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の制定を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基き、パブリック・コメント(意見公募手続)を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

【2. 意見の提出方法】

(1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)

(2) 提出期限 平成29年8月18日 必着

(3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室 宛

FAX番号：03-6734-3389

電子メールアドレス：sen-ps@mext.go.jp

(判別のため、件名は【専門職大学院設置基準の一部改正案への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「専門職大学院設置基準の一部改正案への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業(在学中の場合は「高校生」「大学生」など、在学する学校段階を表記。)
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。(1枚1意見、1メール1意見としてください。)

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(高等教育局専門教育課専門職大学院室)

○ 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案 新旧対照表
 ○ 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）

改正案	現行
<p>(教育課程の編成方針)</p> <p>第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。</p> <p>3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>(教育課程連携協議会)</p> <p>第六条の二 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。</p> <p>2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないこと認められる場合は、第三号に掲げる者を置かないことができる。</p> <p>一 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科（学校教育法</p>	<p>(教育課程)</p> <p>第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

第百条ただし書に規定する組織を含む。)の長(第四号及び次項において「学長等」という。)が指名する教員その他の職員

二 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

一 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

二 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

附則

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

29文科高第542号
平成29年9月21日

各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 殿
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長

文 部 科 学 事 務 次 官

戸 谷 一 夫

(印影印刷)

専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（通知）

先の第193回通常国会において、「学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）」（以下「改正法」という。）が成立し、平成29年5月31日に公布され、平成31年4月1日から施行されることとなりました。

また、これを受け、「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）」（以下「整備政令」という。）が平成29年9月1日に、下の表3に掲げる省令等が平成29年9月8日に公布され、いずれも平成31年4月1日から施行されることとなりました。

これらの法令の制定・改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

また、都道府県知事におかれては、市町村長及び所轄の学校その他の教育機関に対して、都道府県教育委員会にあっては、域内の市町村教育委員会に対して、本改正の周知を図るよう配慮願います。

なお、改正法及び整備政令によるその他関係法律及び関係政令の所要の規定の整備については、文部科学省のホームページに關係条文等を掲載しておりますので、御参照ください。

職大学設置基準に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準に、それぞれ適合していることが必要である旨を定めたこと。（第1条第1項）

②分野別認証評価に係る認証評価機関の認証の基準の細目

ア 大学評価基準に定めるべき事項の追加

分野別認証評価を行う認証評価機関が大学評価基準に定めるべき事項として、教育課程連携協議会に関すること及び学修成果に関すること（進路に関することを含む。）を追加したこと。（第1条第3項第1号）

イ 評価における関係者の参画

分野別認証評価における評価方法には、高等学校、地方公共団体等の関係者からの意見聴取に加え、関連職業団体関係者等の意見聴取が含まれていることが必要である旨を定めたこと。（第1条第3項第2号）

ウ 大学評価基準の設定・変更にあつての意見聴取

分野別認証評価に係る大学評価基準の設定又は変更にあつては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うことが必要である旨を定めたこと。（第1条第3項第3号）

（2）留意事項

改正後の第1条第3項に規定する分野別認証評価に係る認証評価機関の認証の基準の細目については、専門職大学等の分野別認証評価に加え、専門職大学院を置く大学の分野別認証評価についても同様に適用があるものであること。

3 専門職大学院設置基準の一部改正

（1）改正の概要

①教育課程の編成方針

専門職大学院における教育課程の編成方針として、産業界等との連携による授業科目の開設や、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえた授業科目の開発、当該状況の変化に対応した教育課程の構成等の不断の見直し、そのための適切な体制の整備等に関する事項を追加したこと。（第6条）

（2）教育課程連携協議会

① 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。

（第6条の2第1項）

② 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、（ウ）の者を置かないことができるものとしたこと。

ア 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員（第6条の2第2項）

イ 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係

者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者（第6条の2第2項第2号）

ウ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（第6条の2第2項第3号）

エ 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者（第6条の2第2項第4号）

③ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとしたこと。（第6条の2第3項）

ア 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

イ 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

（2）留意事項

① 教育課程連携協議会の設置形態については、一の専門職大学院に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や専攻等の別により複数の教育課程連携協議会を設ける形が考えられること。なお、既にいわゆるアドバイザリーボード等の組織を設けている専門職大学院においては、当該既存の組織を活用しつつ、設置基準に定める構成等の条件を整えることにより対応することとして差し支えないこと。また、設置基準上の教育課程連携協議会であることが学内規程等により明らかにされていれば、その名称は必ずしも「教育課程連携協議会」としなくとも差し支えないこと。

② 教育課程連携協議会の構成については、専門職大学院設置基準第6条の2第2項第1号から第3号まで（同項ただし書に規定する場合にあっては第6条の2第2項第1号及び第2号）の構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該大学の教職員以外の者とするを基本とすること。

③ 専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号の「当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体」は、主として職能団体や事業者団体を想定したものであるが、専攻分野の特性により、当該職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による研究団体なども含み得ること。

④ 専門職大学院設置基準第6条の2第2項第3号に掲げる者を置かないことができる「当該専門職大学院における教育の特性により適当でない」と認められる場合」としては、当該専門職大学院が専ら国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養することを目的としている場合が想定されること。

⑤ 教育課程連携協議会は、産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議するものであり、教授会その他の審議機関との適切な役割分担により、教育研究機関としての自律性を確保しつつ、産業界等と連携した教育の推進に向け積極的な機能を果たすことが期待されるものであること。